

# PwC Tax Insight (No.4/2021)

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う納税者負担 軽減のため、内閣により承認された各種税制措置

Issued Date: 28 Jan 2021

2021年1月26日、新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大による納税者の負担を軽減するための税制措置が閣議承認されました。

2021年1月26日、タイ内閣は新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大による納税者の負担を軽減するため、以下の税制措置を閣議承認しました。

### オンライン納税申告期限の延長

以下に述べるオンライン納税申告の提出期限が延長されます。

#### ・ 個人所得税申告

2020年度の個人所得税のオンラインによる確定申告書(PND 90/91)提出期限が、2021年3月31日から2021年6月30日へ延長されます。尚、書類での提出期限は2021年3月31日のままでです。

#### ・ 源泉徴収税と付加価値税(VAT)の申告

源泉徴収税(PND 1、2、3、53、および54)並びに、月々のVAT申告書(Por Por 30)、リバースチャージVAT申告書(Por Por 36)のオンラインによる申告・納付期限が、2021年の2月から6月までの間、各月の月末まで延長されます。

### 税率および手数料の軽減

#### ・ 土地建物税

以下の資産に対し2021年に支払われる税金は90%減額されます。

- 農業用の土地および建物
- 居住用の土地および建物
- 上記以外の目的のための土地および建物
- 空き地や空き建物

#### ・ 社会保険料

2021年2月および3月については、社会保険料率が以下のとおり引き下げられます。

- 従業員の拠出額は月額75バーツに減額されますが、雇用主の拠出額は以前に減額された月額450バーツから変更はありません。
- 自己で社会保険に加入する被保険者の拠出額は月額38バーツまで減額されます。

- 不動産の譲渡および抵当権の登記料

以下に述べる居住目的の不動産の購入に関し、不動産の譲渡登記料および抵当権登記料が、それぞれ2%と1%から0.01%に軽減されます。これは、本規則が官報に公告された日の翌日から、2021年12月31日までの期間に、居住目的以下の不動産取得に対して有効です。

- 法律で定められた土地開発業者より取得した土地および建物で、一戸建て、二世帯住宅、タウンハウス もしくは 商業用ユニット
- コンドミニアム 開発会社から 取得した コンドミニアム。

但し、不動産の抵当権登記は不動産の譲渡と同時に発生し、不動産の購入額は300万バーツを上限とし、抵当権の範囲もこの金額を超えないものとします。

上記全ての規定案は通常の立法過程を経て施行されます。施行されましたら、改めてお知らせいたします。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



**日本企業部 (Direct Telephone)**

**魚住 篤志**

**(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)**

**atsushi.uozumi@pwc.com**

**武部 純**

**(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)**

**jun.takebe@pwc.com**

**加藤 夏樹**

**(0 2844 1268/Mobile:06 5936 6202)**

**natsuki.k.kato@pwc.com**

**名賀石 樹**

**(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)**

**tatsuki.nakaishi@pwc.com**

**小島 大佑**

**(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)**

**daisuke.k.kojima@pwc.com**

**松永 大輔**

**(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)**

**daisuke.m.matsunaga@pwc.com**

**木村 洋平**

**(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)**

**yohei.a.kimura@pwc.com**

**原 垣記子**

**(0 2844 2125/Mobile: 08 02739102)**

**akiko.hara@pwc.com**

**川又 麻美**

**(0 2844 1321)**

**asami.kawamata@pwc.com**

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。